

令和元年 5月吉日

愛媛県知事 中村時広 様

改正健康増進法の遵守および「受動喫煙防止条例」制定のお願い

NPO 法人禁煙推進の会えひめ

<http://uen-ehime.com/index.html>

会長 松岡 宏

〒790-0915 愛媛県松山市松末1丁目3番9号703号

TEL 090-4504-4217 FAX 089-906-1530

E-mail; office@uen-ehime.com

謹啓

新緑の候、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

私どもの「NPO 法人禁煙推進の会えひめ」は、喫煙の及ぼす有害性と禁煙の必要性を鑑み、禁煙推進事業に広く取り組んでいる NPO 法人で、現在、約 250 名の会員で活動しております。

さて、本県におきましては、日頃から県民の健康につきまして多分なご配慮をたまわり県民としてたいへん感謝いたしております。しかしながら、健康に多大な影響を及ぼす喫煙への対策、すなわち禁煙推進に関しては、残念ながら本県は後進県といわざるを得ません。飲食店や公共機関はもちろん、職場の受動喫煙に苦しむ多くの方々の声が本会に多く寄せられております。受動喫煙は、非喫煙者（健常人）の命を奪うだけでなく、重い体調不良をもたらし、健康な人生と生活の糧を奪うという憲法の基本的人権・生存権をも脅かすものです。受動喫煙は今や世界的に大きな問題となっております。WHO（世界保健機関）は、タバコによる健康被害の重大さを鑑み、「世界たばこ規制枠組条約（FCTC）」を 2003 年に制定し、現在、日本はもちろん、世界 170 国以上が批准し、タバコ規制を強力に推し進めています。厚生労働省は、少なく見積もって、交通事故死者（約 4 千人）の約 4 倍、年間約 1 万 5 千人という膨大な数の健常人が受動喫煙で死亡していると推計しています。昨年 7 月、「望まない受動喫煙を避けること」を趣旨として健康増進法が改正されました。今年の 1 月から、地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進し、来年 4 月の完全実施までに周知啓発するように努めなければなりません。愛媛県におかれましては、法律に従って、特に飲食店には、来年 4 月からの改正点について周知していただけるようによろしくお願ひいたします。そして、この 7 月からは行政機関は、原則敷地内禁煙となります。愛媛県が公費で敷地内に喫煙場所を設置することのないように行政機関は率先して遵守するとともに、愛媛県が関係する学校、病院児童福祉施設等にも原則敷地

内禁煙を遵守してもらえるようにお願いいたします。そして、この法律が遵守されず「望まない受動喫煙」を受けた場合、相談できる窓口の設置をお願いいたします。県民が気軽に相談できる窓口があれば、日頃、受動喫煙に悩まされている県民が非常に助かると思います。

また、愛媛県におかれましては、毎年の世界禁煙デーでは、1日だけの庁舎内禁煙を実施されておりますが、通常は県庁舎敷地内の喫煙場所で勤務時間内に職員が喫煙する姿を見かけます。非喫煙職員の受動喫煙被害が心配です。実際に、訪庁者や県職員の方から受動喫煙被害の声をお聞きします。受動喫煙被害を防止するため、改正健康増進法を遵守して、今年7月から県庁舎全ての敷地内禁煙の実施をお願いいたします。例外のない禁煙化をお願いいたします。また、愛媛県の公用車は喫煙自由だそうで驚きました。運転者を含め、同乗者の受動喫煙が心配です。全国のほとんどの自治体（東京、愛媛以外）の公用車は喫煙の規制を設けているようです。早急に公用車の禁煙化をお願いいたします。また、今回の法改正で、違反した場合は、管理者および違反者ともに罰則規定が設けられており申し添えます。

そもそも、医学的に「喫煙は、喫煙病（ニコチン依存症＋喫煙関連疾患）という全身疾患」であり、「喫煙者は積極的禁煙治療を必要とする患者」と定義されております。ニコチンを定期的に補給しないと頭が働かない体にされている喫煙職員に、高血圧や糖尿病と同じ病気（それ以上に命を落とす病気ですが）だから、禁煙治療を受けるように指導をお願いできれば幸いです。病気を治さない限り、喫煙場所を探してイライラし、職務に専念はできません。禁煙化が進めば、職員が喫煙病を治す、後押しになると思います。大阪府等は、勤務時間内の喫煙は職務専念義務違反として禁止されています。愛媛県では、勤務時間内の喫煙は地方公務員法の職務専念義務違反にはならないのでしょうか？

ご多忙中のところ、まことに恐縮ではございますが、よろしくご検討をたまわりますようお願い申し上げます。

最後に、本要望に対するご回答をお願いできれば幸いです。当会ホームページに愛媛県の取り組みとして掲載させていただきたいと思います。以下に、要望を箇条書きにまとめておきますので、簡潔にご回答いただければ幸いです。

敬白

【参考】

改正健康増進法（改正受動喫煙防止法）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

世界たばこ規制枠組条約

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html

【要望】

- 1) 改正健康増進法を遵守し、愛媛県関連施設は例外なく「敷地内禁煙」にして欲しい。
- 2) 飲食店に対して、来年4月からの健康増進法改正点について周知徹底して欲しい。
特に
 - ・小規模店は経過措置として、喫煙可とすることができるが、「喫煙可」の表示義務と未成年を雇うことができない。新規は禁煙店しか認められない。
 - ・違反し勧告に従わない場合、管理者50万円、違反者30万円の過料。
- 3) 愛媛県として、望まない受動喫煙を受けた場合の相談窓口を設置して欲しい。
- 4) 公共の場を完全禁煙にする「受動喫煙防止条例」、禁煙を推進する「健康増進条例」を愛媛県として、制定して欲しい。
- 5) 公用車を全て禁煙にして欲しい。
- 6) タバコは嗜好品でなく、喫煙は最も命を落としている病気であるということを認識して欲しい。
- 7) 高血圧や糖尿病と同じように、喫煙職員に対して、喫煙病であるから禁煙治療を受けるように指導して欲しい。
- 8) 勤務時間中の県職員の喫煙を止めて欲しい。(地方公務員法の職務専念義務違反であると思いますが、県の見解を教えてください。大阪府は、職務専念義務違反として訓告処分とした事例があります。)

<https://www.sankei.com/west/news/180605/wst1806050067-n1.html>)